

国民健康保険特別会計予算 保険税は昨年20%増

昭和61年度特別会計の概要

予算総額は七億六千七百六十七万二千円で、昨年度より17・4%の増加です。

国民健康保険は、加入者が一定の割合で資金（国保税）を出し合っている病气やケガの治療費にあてる、いわば相互扶助によって医療費を負担し合う制度ですから、この会計は加入者だけの予算として、一般の町の予算と切り離した特別会計になっています。

4月現在、町の全人口の58・8%に当る8524人がこの国民健康保険の加入者です。

加入者には、3種類に区分したそれぞれの割合により医療費等の負担をしていただき、残りを国民健康保険特別会計から各医療機関等へ支払う仕組みになっています。

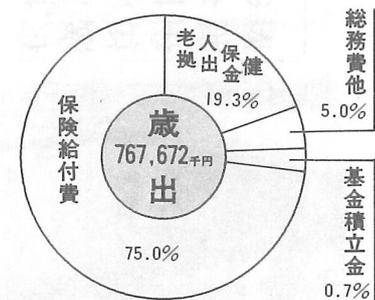
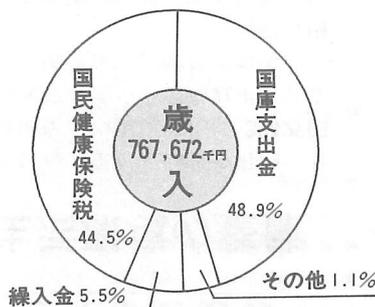
つまり、一般の被保険者は自己負担3割、退職被保険者（雇入者年金の受給者で70歳未満の者）は2割、退職被保険者の配偶者は外来3割・入院2割の自

己負担をしていただく仕組みになっています。

このように、それぞれの自己負担を差引いた残りの7割から8割の医療費等を国民健康保険特別会計から支出しますので、加入者の皆さんが病气やケガになれはなる程、皆さんに出し合っていたく国保税という名の負担金が増えてまいります。

本年度も過去の医療費等の伸びから推計しますと、国保税を36・6%も増額しなければ運営ができませんという数字が算定されたのですが、税の上げ率があり大きいと皆さんの負担が大変ですので検討しました結果、

国民健康保険特別会計予算の内訳



伝染病等の不時の出費に備えて積立ててあります準備基金から一部を取崩し、税の引上げ率を20%に抑え、加入者皆さんの負担の軽減をはかりました。

なお、別表の国庫支出金とは、給付費の4割を国が負担してくれるものです。

老人保健特別会計予算

予算総額は四億二千五百五十三万六千円で、昨年度より17・7%増となりました。

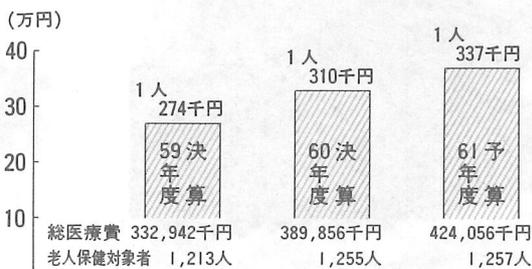
老人保健特別会計では、町に居住する70歳以上の老人を対象に医療費等の支払いを行っています。国民健康保険などその老人が所属する各健康保険から一定の割合で拠出されます。

国民健康保険の負担と給付の比較 (単位:円)

区分	60年度	61年度(推計)	増減率	
一人帯当り	国保税	111,365	132,859	19.3%
	保険給付費	146,309	203,996	39.4
	老人保健拠出金	73,025	52,500	△28.1
一人当り	国保税	36,464	43,739	20.0
	保険給付費	47,906	67,158	40.1
	老人保健拠出金	23,910	17,284	△27.7

また、一部負担金を除いた医療費の自己負担となる3割分は国が3分の2、県と町がそれぞれ3分の0・5ずつ一般会計から負担する仕組みになっています。

1人当りの老人医療費の推移



老人保健制度は、医療費を支給するための制度で、人件費などは含まれませんので、予算の伸びは医療費の増加であるといふことがいえます。

町と議会の動き

町長

- 1日 八日市場市外3町消防組合 消防長辞令交付式
- 3日 多古町長選挙陣中見舞多古町 空港公団周辺対策部長来庁
- 4日 町内各保育所入所式

- 7日 町内各小学校入学式
- 8日 多古町長当選祝 中学校入学式
- 9日 敬愛高校入学式
- 10日 東陽病院正副管理者会議 光町 まさこ幼稚園入園式
- 11日 木戸台区陳情(成田用水排水の件)
- 13日 郡町村会
- 新島集会所竣工式
- 坂田池周辺整備説明会